

# 2019年度 納付月一覽

納付は安心・便利な口座振替で！

龍ヶ崎市役所 0297-64-1111

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>納期限</b>	5/7	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25 住宅1/6	1/31	3/2	3/31
固定資産税・都市計画税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		1期										
市民税・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
農業集落排水使用料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
学校給食費			4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
保育料徴収金 市営住宅使用料 放課後児童健全育成事業保護者負担金	毎月納付											

納期限は毎月月末(土・日・休日の場合は翌平日)です。12月については12月25日となります。(市営住宅使用料は1月6日)

## 【納付場所】

◆龍ヶ崎市役所 ◆東部出張所 ◆西部出張所 ◆市民窓口ステーション

◆次の金融機関の本店・各支店

◇常陽銀行 ◇筑波銀行 ◇茨城県信用組合 ◇水郷つくば農業協同組合 ◇中央労働金庫 ◇みずほ銀行

◇三井住友銀行 ◇水戸信用金庫 ◇ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県及び山梨県 納期限内に限ります。※農業集落排水使用料・保育料徴収金・市営住宅使用料・放課後児童健全育成事業保護者負担金は納付できません。)

◆コンビニエンスストア(取扱コンビニエンスストアは納付書裏面をご参照ください。)